

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アクロスプラザ長岡 A街区

所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外

設置者 三菱UFJリース株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更、大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 平成31年2月19日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年6月25日から令和元年7月25日まで